

県立自然公園満喫周遊スタートアップ支援事業補助金申請 に関する留意点

1 当初申請

- (1) 個人は対象外とする。
- (2) 補助対象経費は、他制度（補助金・基金・助成金等）と重複しないものを対象とする。
- (3) 補助対象事業は、実施年度に事業効果を発揮するものを原則とする。
- (4) 備品購入は、県立自然公園内のイベント等に使用するものを原則とし、備品管理を行うものとする。

2 変更申請

補助金交付決定通知後、補助事業内容の変更を行う場合は、別記第4号様式により申請すること。

【変更対象事例】

- ・補助事業の総額を変更（増減）するもの
- ・経費配分の変更（総額を変えずに申請した経費区分内で配分を変更）をするもの
- ・補助事業の内容（経費区分の追加・廃止等）を変更するもの

3 中止申請

補助金交付決定通知後、交付決定を受けた事業計画を事業実施する年度内で延期する場合は、別記第7号様式により申請すること。

【中止対象事例】

- ・事業実施途中において、災害等のやむを得ない事由により事業継続が困難になり事業を延期するもの

（例：令和7年9月の事業実施を令和7年11月に延期する場合）

4 廃止申請

補助金交付決定通知後、事業を廃止する場合は、別記第8号様式により申請すること。

【廃止対象事例】

- ・事業実施途中において、他制度（補助金・基金・助成金等）を活用するなど、事業を廃止するもの

5 補助金の交付

補助金は精算払いとし、事業完了後、実績報告書の提出があった後、補助金の額を決定し支払うものとする。

6 補助対象経費詳細

補助対象経費	
項目	区分・内容
報償費	○講師・専門家等への謝金(総額：2万円以内)
需用費	○消耗品費(事務用品,案内板(看板)等に係る経費) 例：イベント実施時に誘客のための看板制作にかかる経費 ○修繕費(利用増進に資する備品用品等の一部を修理・補修する経費) 例：活動団体が保有するテントやテーブル,イスなどの備品修理にかかる経費 ○燃料費(快適な利用環境整備に伴い使用する車両・機材等の燃料に係る経費) 例：草刈り機や支障木撤去時のチェーンソーなどの燃料にかかる経費 ○印刷製本費(公園利用者の誘客チラシ等の作成や資料の印刷等に係る経費)
役務費	○保険料(事業実施に係る傷害保険) ○郵便料,手数料
委託料	○委託費 (利用増進に資する施設等の受入環境整備に係る経費) 例：イベントスペースの簡易な整地や転石除去,芝刈り等に係る経費 (自然体験等の利用促進に伴う運営委託等に係る経費) 例：エコツアーガイド等の育成
使用料・賃借料	○会場費(飲食に係る経費は対象外) ○車両・機材等借料 例：伐採後の木くずなどの運搬に必要な車両の借り上げ等に係る経費
備品購入費	○利用増進に資する施設等の受入環境整備の実施に必要な備品の購入に係る経費 (自然公園内の日中滞在時間の延長に寄与する簡易テーブル,ベンチ,パラソル等に係る経費) (自然公園内の夜間滞在時間の延長に寄与する照明器具,プロジェクター等に係る経費)
負担金	○事業実施に係る研修参加等の経費 (総額：2万円以内)
旅費	○講師の招聘にかかる経費 ○事業実施に係る取組事例視察等にかかる経費

※ 団体の一般運営に係る経費は補助対象外とする。